議第37号

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例の一部を改正する条例

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成28年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「密着した」の右に「工業に属する」を加え、「次の各号のいずれかに該当する」を「知事が別に定める」に改め、同項各号を削る。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。